

○三条市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

平成23年 5月31日

告示第205号

改正 平成25年 9月10日告示第403号

平成27年12月28日告示第612号

(趣旨)

第1条 この要綱は、補聴器の装用による言語習得及びコミュニケーション能力の向上を目的とし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付の対象とならない難聴の程度にある児童（以下「難聴児」という。）の保護者（児童福祉法（昭和24年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、補聴器の購入に要する費用（以下「補聴器購入費」という。）を助成することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 補聴器購入費の助成の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす難聴児（以下「助成対象難聴児」という。）の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上70デシベル未満の者（身体障害者手帳の交付の対象となる者を除く。）又は両耳若しくは片耳の聴力レベルが30デシベル未満であって医師が補聴器の装用の必要を認めた者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象難聴児の保護者及びその属する世帯の世帯員のうちいずれかの者について、助成の申請を行う当該年度分（4月から6月までの間）にあっては、前年度分の市民税所得割額が46万円以上である場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第3条 補聴器購入費の助成額は、毎年度予算の範囲内において、別表第1に定める補聴器の種類に応じた基準額（以下「基準額」という。）に別表第2に定める助成対象難聴児の保護者の世帯区分に応じた助成率（以下「助成率」という。）を乗じた額とする。ただし、補聴器購入費が基準額に満たないときは、当該補聴器購入費の額に助成率を乗じた額とする。

2 前項の助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補聴器購入費には、修理費、電池交換費及び附属品の単体での購入費は含まないものと

する。

(助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を受けようとする者は、補聴器を購入する前に、難聴児補聴器購入費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事が定める医師が作成した補聴器購入意見書(様式第2号)
- (2) 前号の意見書に基づき補聴器販売事業所が作成した補聴器の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 再度の補聴器購入費の助成に係る前項の申請は、前回の助成金が交付された日から起算して5年を経過するまでの間はすることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、調査書(様式第3号)を作成するとともに、当該申請書の内容を審査し、助成することを決定したときは難聴児補聴器購入費助成決定通知書(様式第4号)により、助成をしないことを決定したときは難聴児補聴器購入費助成却下決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条の規定による助成決定通知を交付された者は、補聴器の購入後、難聴児補聴器購入費助成請求書(様式第6号)に領収書を添付して市長に提出し、助成金の交付を受けらるものとする。

(助成決定簿の整備)

第7条 市長は、この要綱による助成の状況を明らかにするために、難聴児補聴器購入費助成決定簿(様式第7号)を整備するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成25年9月告示第403号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月告示第612号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補聴器の種類	基準額 (1台)	基準額に含むもの
軽・中等度難聴用ポケット型	43,200円	1 補聴器本体代（電池を含む。） 2 イヤモールド代 ※ イヤモールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を減じた額を基準額とする。
軽・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	
高度難聴用ポケット型	43,200円	
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用等の補聴器で市長が必要と認めるもの	52,900円	

別表第2（第3条関係）

助成対象難聴児の保護者の世帯区分	助成率
生活保護世帯 市民税非課税世帯	10分の10
市民税課税世帯	3分の2

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

申請者（保護者）

住 所 三条市

氏 名 ㊟

対象者との続柄（                    ）

（電話番号                                ）

難聴児補聴器購入費助成申請書

次のとおり補聴器購入費の助成を申請します。

対象者	フリガナ 氏 名		生年 月日	年 月 日	年齢	歳
	住 所					
世帯状況	対象者との続柄	氏 名	個人番号			
	本 人					
申請状況	1 新規申請 2 再申請（前回支給日            年    月    日）					
備 考						

様式第2号(第4条関係)

補聴器購入意見書

対象者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
病名				
障がい部位及びその状況				
聴力	右	dB	左	dB
補聴器の要・否及び効果	右(要・否)		左(要・否)	
	(効果)  (両耳に必要な場合は、その理由)			
処方				
上記のとおり診断する。  年 月 日  医療機関名 医師氏名 <span style="float: right;">㊞</span>				

- ・本意見書の記載は、身体障害者福祉法による指定医が記入したものに限りません。
- ・聴力の測定は、平成15年1月10日付、厚生労働省・社会援護局障害福祉保健福祉部長通知(障発第110001号)の「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」に規定する純音オーディオメータ検査によります。

様式第3号(第5条関係)

調査票

申請年月日	年 月 日	申請者(保護者)氏名		対象者との続柄		
受理番号	号					
対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日	年 月 日	性別	電話		
世帯員の状況	氏名	年齢	対象者の続柄	課税状況		備考
				課税区分	市民税所得割	
世帯区分	1 生活保護世帯    2 市民税非課税世帯    3 市民税課税世帯					
補聴器の種類	基準額	見積額	助成額			
その他特記事項						
年 月 日						
調査員 職 名 氏 名						

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

様

三条市長



難聴児補聴器購入費助成決定通知書

さきに申請のありました補聴器購入費の助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

支給番号		第 号		
対象者	住 所			
	フリガナ氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
補聴器の種類	基準額	見積額	助成額	
備 考				

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

様

三条市長



難聴児補聴器購入費助成却下決定通知書

年 月 日に申請がありました補聴器購入費の助成につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定いたしましたので、通知します。

記

理由



様式第6号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

申請者(保護者)

住所

氏名

㊟

対象者との続柄( )

(電話番号 )

難聴児補聴器購入費助成請求書

難聴児補聴器購入費の助成について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補聴器購入年月日 年 月 日

3 添付書類 領収書

4 振込先

金融機関	( )銀行・信用金庫・信用組合・農協 ( )本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲む。)	1 普通      2 当座
支店番号	口座番号
(フリガナ) 口座名義人	

様式第7号(第7条関係)

難聴児補聴器購入費助成決定簿

受理 番号	申請 受付 年月日	対象者	生年 月日	住所	申請者名 (保護者)	支給 番号	支給決定 年月日	補聴器 の名称	装 用 耳	購入 業者名	基準額	世帯 区分	助成 額	交付 年月 日	利用 者負 担額	区分 (新規・ 更新)	備 考

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)